主 文

- 1 原判決を取消す。
- 2 被控訴人は控訴人に対し
- (1) 別紙目録(一)記載の株券について、被控訴人の訴外大阪屋証券株式会社に対して有する返還請求権を譲渡し、かつ、右訴外会社にその旨の通知をせよ。
- (2) 別紙目録(二)記載の株券について、被控訴人の訴外日興証券 株式会社に対して有する返還請求権を譲渡し、かつ、右訴外会社にその旨の通知を せよ。
 - (3) 別紙目録 (三) 記載の株券を引渡せ。
- 3 訴訟の総費用(第一審、差戻前及び後の控訴審、並びに、上告審) は被控訴人の負担とする。

- 一 当事者双方の求めた裁判
- (一) 控訴人
- 1 主文1、2項と同旨。
- 2 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 3 仮執行の宣言。
- (二) 被控訴人
- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- ニ 当事者双方の主張及び証拠関係

次のとおり付加、訂正するほか原判決事実摘示のとおりであるから、ここにこれを引用する。

(主張)

(一) 控訴人

1 被控訴人の本件株券の受渡し状況と侵奪の認識

(1) 被控訴人は、昭和四七年一〇月二〇日午前一〇時頃に、Aなる人物が別紙目録(一)ないし(三)の株券(本件株券という)を持つて被控訴人の経営する東洋商事へ現われる以前に、右Aが来訪することを知り、同人のため金策の準備をしていたものである、このことは訴外目が、右同日午前九時頃、被控訴人から金借の申入れを受け、同一〇時前頃、金一〇〇万円を持参していることから窺うことができる。以上の事実は、被控訴人が、その前日の夕方名古屋駅でいかなる事態が発生していたかを十分知悉していたと解するほか、理解のしようがない。

(2) 訴外A及び被控訴人の態度の異常は、次のとおりである。

Aは、被控訴人にとつて一見の客であるのに、その取引に係る株券は、合計四七銘柄、約二六〇枚であり、しかも一株券から一〇〇〇株券まであつて、名義人も多数であつた(株数にして一六万八八九〇株)。名義人多数の株券が存在すること自体名義書換え等のために輸送中の株券が一括して盗取されたのではないかと容易に推察されるところであり、かかる四七銘柄という多数の株券が、一見のより持ち込まれること自体、異常な事態といわねばならない。しかもAにおいて手形決済のため金が入用であつたとしても、株券で融通をつけるべくその取引先の銀行に依頼し、有価証券担保の制度によれば足りる筈である。

被控訴人は、Aに対し、同年一〇月二〇日正午頃、金一五〇〇万円、同月二三日には金一〇〇〇万円を渡したとするが、被控訴人は個人経営により金融業を営むものであつて、昭和四八年には、所得税、個人事業税の申告をした事実もなく、このような規模のもとでのかかる金員の用立ては異常である。

次に、譲渡証書(乙第二号証)、領収書(同第三号証)についても、被控訴人は 一〇月二〇日に金一五〇〇万円を渡したというのに、Aから進んで提出されたとい う金三〇〇〇万円の領収書を徴しており、しかも、Aは、右各書類の作成について は、成るだけ自筆の痕跡を残さないよう作為し、これを被控訴人に一任しているの である。かかる行為は吾人の理解に苦しむところであり、被控訴人において不審に 思わない筈はないのである。

被控訴人は、Aが右のような多数の株券を持ち込んだ意図が担保なのか譲渡のためなのか、また、その株券が名和物産株式会社のものかAのものかを確かめずにこれを受領している。

被控訴人は、右株券を担保として受領しAに融資することとしたもので、Aによる返済がないとき右株券処分のため譲渡証書を取つたものとみられるが、被控訴人

は、右株券を直ちに大阪屋証券 d 支店等へ持ちこみ、急いでその売却を依頼しているのであつて、譲渡担保としてこれを受領したものの行動とは、到底解せられない。

(3) 被控訴人は次のとおり仮装している。

被控訴人は、同年一〇月二〇日、Aが東洋商事を訪れ、金一五〇〇万円を持つて帰ったのは正午前であったとするが、このことは非常に疑わしい。けだし、Aが持込んだ株券は前示のとおり多種多様であり、加・乗計算だけでも複雑であるから、この全部の時価を計算するのに相当の時間がかかるのは当然である。被控訴人は頭の中ではじいたというが、その経験に乏しい被控訴人が容易に計算できたとは考えられない。

被控訴人は、原審における供述によると、右二〇日当日、手元に金八五〇万円しかなかつたので、株式会社第一商事のEから金二〇〇万円、東洋商事の専務というBから金二〇〇万円、宝塚のaに住むCから金二五〇万円を借り入れ、右一五〇〇万円を作つたというが、僅か二時間の間に金借を終り、これをAに支払つたことは信用できない。

被控訴人は、右Cの所へは高速道路を通つて行つたとするが、右東洋商事のある大阪市b区c町から高速道を経てaまでは、道程三〇キロメートルであり、日中これを四〇分で往復することは不可能である。右東洋商事従業員Dのいう被控訴人の外出時間二〇ないし三〇分が正しいとすると、被控訴人は外形を作るため若干時間外出して、宝塚まで往復したこととしているに過ぎない。

外出して、宝塚まで往復したこととしているに過ぎない。 被控訴人は、右Cから一〇月二〇日二五〇万円借りたとしているが、Cは、一〇月二一日午前一〇時頃金二〇〇万円を貸したとしており(甲五二号証)、これによれば、被控訴人は、右Cの所へ行つていないこととなる。更にEは一〇月二〇日には金一〇〇万円とするなど関係人の言い分は区々であり、しかもこれらの貸借関係について借用証書等の証明は一切存在しない。

被控訴入は、Aなる人物を確認するため、同月二〇日午前九時半から一〇時頃までの間に、同人に出会つた後、公衆電話からAの会社へ電話したというが、株式会社ロイヤルのF(甲第三〇号証)によれば、その日正午頃、Aがいないかという内容のものであって、右は取引が全て終った後のものに過ぎない。

(4) 被控訴人が本件株券の売却を非常に急いだことは、次の事情から明らかである。

被控訴人は、一〇月二〇日正午頃、Aが東洋商事から帰るや否や本件株券の売却に走り、日興証券e支店には、同日午後一時一〇分頃訪れ、その際、株が大暴落だから換金しなければといい、更に、大阪屋証券d支店を訪れて早く換金しなければと述べている。

被控訴人は、Aから金三〇〇〇万円の融資を頼まれたのであるから、その現金化に要する四日を待てば足りるのに、これをしないで早急に処分しようと行動している。しかも、右のとおり、Aに手交した金二五〇〇万円の原資は、近親者友人からの借入金であるから、正規の取引により株券が現金化される四日を待つても何の痛痒もない筈である。

被控訴人は、右証券会社二社から早急な現金化を断られたので、同社の社員を東 洋商事に来て貰い三回に分け株券の取引の委託をしているが、これは、右両社にお いて被控訴人の身元が明らかになつたから行われたものに過ぎない。

(5) 被控訴人による占有侵奪の事実の認識

以上のように、被控訴人は、何らかの形で、Aが被控訴人の東洋商事を来訪することを知り、その来訪以前に金員の一部を用立ててこれを待ち、Aが一見の客であって、銘柄・株券等区々のものが持ち込まれているのであるから、これが名義書換のものか、あるいは盗取された疑いがあるのに、Aについてその確認のための調査をすることもなく、これを担保に融資し、しかも、その必要がないのに本件株券の売却を急いだことを考えると、被控訴人は、本件株券が単に何らかの犯罪によって取得されたことを知つていたという程度のものではなく、その前日の名古屋駅での本件株券の窃盗事件を知つていたと推認すべきであり、かかる被控訴人の異常な行為は、右窃盗事件を知つていたとしない限り、到底説明し得ないものである。

2 被控訴人の悪意又は重過失と本件株券の返還義務

仮に、被控訴人において侵奪の事実を知らなかつたとしても、以下述べる理由により本件株券を返還する義務がある。

(1) 金融業者である被控訴人の側に、悪意、重過失があるかどうかの判断には、金融業者として、その取引の場における具体的事情を観察して、かかる株券所

持者を真実の権利者であると信じ、又は、その人に該株券を処分する権限ありと信じて取引したことが一般経験法則上もつともと思われる事情があつたか否かを探求するとともに、若し取引の場において金融常識に照らし、一見疑わしい外観的事実があるか、一応不信の念を抱くのが相当と思われる状況がある場合には、その疑念等を解消する調査をなすべく、かかる事情が存在するにもかかわらずこれを怠る場合には重大な過失があるというべきである。

そして、1に記載した事実、状況によれば、被控訴人は、本件株券の取得に際して、Aが真実の権利者でなくその処分権限のないことを知つていたから悪意であり、仮に然らずとしても、金融業者としてその疑惑、不安を解消するべく相当の注意をなすべきところ、これを著しく欠くものとして重大な過失がある。したがつて、被控訴人は、控訴人に対し、以下述べる理由により、右株券を返還する義務がある。

なお、被控訴人は、訴外Gに対する窃盗被告事件において、名古屋高等裁判所でなされた無罪判決が確定したとし、これにより、本件における株券取得についての被控訴人の悪意、重過失の認定に影響がある旨主張するが、事項として全く異別である。しかも、右無罪判決については、被控訴人が右第二審においてAとGが同一人と断定できないとした供述の変化によるものであり、また、右判決も公訴事実につき単に証明不十分とするに過ぎず、Gが無罪となつたからといつて、被控訴人について、本件株券取得に際しての極度の非常態性、異常性が減殺ないし軽減されるものではない。

(2) 民法第一九三条は、善意で占有を承継した者に対しても、例外的に回復請求を許しているが、善意取得しない悪意、重過失者に対しても回復請求は可能であって、右法条は、これら両者を含め、盗取等の場合の回復請求について規定しているものであり、また、商法第二二九条が準用する小切手法第二一条は、有価証券取得者が、悪意、重大な過失によりこれを取得したときその返還請求権を定めているところであり、これが民法第一九二条ないし第一九四条の特別法の地位に立つものであり、この関係において、民法第一九三条の適用が排除されるとしても、控訴人は、次の二つの回復請求権を有するものである。

「1」 民法第一九三条による回復請求

民法第一九三条は、回復請求権の根拠規定であり、その返還請求権者の範囲については解釈により決すべきであつて、同法条の回復請求権者は多くの場合所有者であるけれども、これに限定されず、賃借人又は受寄者等権限により占有していた者も被害者ないし遺失主であると解される。他方、同法条は、善意取得の例外規定であり、盗難等の場合につき善意取得の例外を設け、静的安全を保護したものであり、有価証券ほど流通安全を保護する必要もない一般の動産について合理的な理由があるとされている。

をころで、株券に関する商法第二二九条の準用する小切手法第二一条は、民法第一九三条の有する右二つの意義のうち、第二の意通に分し、頻繁なの流通性を高度に保障するため、民法第一九三条の有することをの流通性を高度に保障するため、民法第一九三条の事務につき、その動的安全を一層強化したものである。そして盗品でおいてときは、その取得者は当然でき、これがあつたときは、その取得者は当然であるが、これが善意取得されなかつたときは、その取得者は株券を返記をであるが、この場合の回復請求権者については民法第一九三条の場合であるがら、本件株券は法律上当然の無記名正券であるがら、結局、民法第一にころ(民法第八三条第二項)、本件株券もまた盗品であるから、結局、民法第一九三条が適用されることとなる。そして、本件株券について被控訴人により回復請求権をすることとなる。

「2」 商法第二二九条の準用する小切手法第二一条による回復請求 小切手法第二一条が、民法第一九二ないし第一九四条に対する特則である理由 は、有価証券はその性質上、強度の流通性をもつものであるから、有価証券の善意取得者が動産の善意取得者よりも厚く保護されるべきであるとすることは否定しい。しかし、小切手法第二一条はその但書において、小切手(株券)の取得者に悪意、重過失のある場合の返還義務について規定し、本来の権利関係の復活することを認めるものであつて、この場合の回復請求権者が誰であるかについては、「小切手(株券)ノ占有ヲ失ヒタル者」と定めているので、その範囲は解釈により決ずるところ、民法第一九二条、第一九三条にあつては、それが権利の取得原因及びそ

の制限の規定であるにもかかわらず、右第一九三条の回復請求権者に、受寄者、受託者等を含むと解されているところであり、同様に小切手法第二一条も、権利の取 得原因(本文)及びその制限(但書)を定めており、その請求権者の中に、原権利 者のほかに受寄者、運送受託者等を含むと解するに誤りはなく、また、このように 解しても、有価証券の強度の流通性を阻害せず、有価証券についての悪意、重過失 取得者の権利取得を封ずる法意にも合致する。被控訴人は、控訴人が小切手法第二 一条にいう占有者に該らないとするが、同法条但書の返還請求権は、右但書により 特別に認められたものであつて、右本文により旧所持人が権利を失うとしても、そ のことと回復請求権者が誰かということとはあくまで別問題であり、実質的権利者が回復請求をすることができるというべきであり、その占有の回復とともに証券喪失時の寄託・委託等に基づく本件関係を復活させるものと解すべきである。

そして、被控訴人は、本件株券取得に際して、Aが真実の権利者でないことを知 つていたから悪意であり、又は、本件株券取得の適法性に相当の不安があるのに、 これを確認していない点で重過失があるから、本件株券の受寄者である控訴人は、 被控訴人に対し、小切手法第二一条に従い、その返還請求権を有する。

被控訴人

被控訴人が、本件株券の取得に際し、占有侵奪の事実認識があつたとする控 訴人の主張は争う。すなわち、

被控訴人が本件株券を取得したのは、昭和四七年一〇月二〇日であるのに対し その被害届は、同月二二日提出されたもので、その当時、盗品の品目は全く特定さ れていなかつたから、被控訴人が右株券につき盗難品であるとの事実を知ることは 客観的に不可能である。控訴人は、同月二三日、大阪屋証券株式会社でこれを知つたに過ぎない。また、本件において、Aは、賍品処分の際、相手方である被控訴人を信用させ、かつ、四時を開業する。 を信用させ、かつ、犯跡を隠蔽するため綿密な工作を施し、偽計を用いているもの であり、通常人に対し、これを看破することを期待することはできず、主観的にも 被控訴人は、本件株券についての特定承継人であるということができる。

2 控訴人主張の回復請求について

民法第一九三条又は小切手法第二一条による回復請求は、いずれにせよ これを肯定することができず、むしろ、主張自体失当というべきである。 「1」 民法第一九三条の回復請求について

本件株券は、記名株券であるが、これを無記名証券として動産と同視し、その得 喪につき民法第一九三条を適用すべきであると解する根拠はない。かえつて、商法 第二〇五条は記名株券の譲渡について定め、同法第二二九条が小切手法第二 準用していることから考えると、株券が盗難にあつた場合は、民法第一九三条を適用すべきでなく、小切手法第二一条に従うと解するのが相当であり、また、株券のように高度に流通性が保護される有価証券類は、民法第一九二条より緩やかな要件 により善意取得しうるとされ、しかも、民法第一九三条の適用が除外されていることから考え、善意で重過失のない取得者は、たとえ過失があり民法上の即時取得が成立しないとしても、商法第二二九条、小切手法第二一条により、証券(株券)の 返還請求を拒否しうるというべきである。

もし、本件につき、民法第一九三条の適用ありとすると、証券の旧所持人からの 小切手法第二一条による返還請求を拒否しうる立場にあるとき(民法第一九三条に よる返還請求権を有するものがいないとき)であつても、本件のように偶々旧所持 人が株券を第三者に寄託しているような場合には、その者から返還請求されてもこれを拒否しえないこととなり、右の結果はいかにも不合理であつて、株券の流通を 阻害することは明らかである。

商法第二二九条、小切手法第二一条による回復請求について 小切手法第二一条は、民法第一九三条と同じく、無権利者より小切手(本件では 株券)を取得した場合でも、取得者に悪意又は重過失のない限り小切手上の権利を 取得しうることを認めたものであり、この流通を助長するため、民法第一九三条で加えられた盗品・遺失品に関する制限を撤廃し、また、明文上「平穏公然」という要件も定めていない。そして、小切手法第二一条は、民法第一九三条と異り、単に返還する要がないとの表現をとつているが、これは即時取得の制度が、本来所有権者がらの返還請求権を制限するという形で発生して来た沿革を元子に過ぎず、日前は、京田県本が開けるといる。 意味は、善意の取得者が即時に小切手上の権利を取得し、その反面において旧所持 人が権利を失うことである(ここにいう旧所持人は、形式的資格及び実質的権利を 有する者のことである)。つまり、「小切手ノ占有ヲ失ヒタル者」とは、小切手 (株券) の占有者という意味ではなく、小切手 (株券) 上の権利を行使しうる者に

限られるのであり、控訴人のような単なる占有者(受寄者)は、現所持人に対し、 商法第二二九条、小切手法第二一条による回復請求権を有しないというべきであ り、控訴人が被控訴人に対し、本件株券の返還を求めうる根拠規定は、占有回収の 訴えを認めた民法第二〇〇条しかない。

なお、控訴人は、小切手法第二一条の返還請求権者の範囲につき、民法第一九三条の回復請求権者についての解釈が重要な基準となるとするが、小切手法第二一条にいう返還請求権者が、小切手の旧所持人に限られることは、解釈上当然のことである。民法第一九三条は、動産について一般的に規定されているもので、株券のように流通性が強く保護されている有価証券においては、特別法により、わざわざ民法第一九三条の適用が排除されているのであるから、単なる有価証券の占有者と、右証券上の権利を行使しうる者は解釈上厳然と区別すべきであり、安易に民法第一九三条の解釈論を小切手法第二一条に持ち込むことは許されない。

(2) 被控訴人に悪意、重過失があるとの主張について

控訴人については、商法第二二九条、小切手法第二一条の適用がない(なお、民法第一九三条は、被控訴人が民法上の即時取得の要件を充していても、控訴人は返還請求をなしうるとする規定であるから、その適用の有無にかかわらず議論の余地がない)から、以下、単に付言するにとどめる。

「1」 悪意、重過失について

まず、被控訴人は、右1で主張のとおり、本件株券につき、盗難品であるとの事 実を知ることは不可能であり、右株券の善意取得者というべきである。

また、被控訴人は、Aから本件株券を取得するに際して、その人物の確認をなしたのであるから、被控訴人に重大な過失はないというべく、これ以上の調査義務が被控訴人にあるとすることは酷に過ぎ、証券取引における善意者保護の見地からも不当である。判例法上も、所持人の素性が知れないとか、その者が一見信頼が置けないような者であるとかの理由だけで重過失の認定はしていない。

「2」 Gの無罪判決について

本件と重要な関係のある訴外Gに対する窃盗被告事件につき、昭和五三年三月二九日、名古屋高等裁判所において無罪判決がなされこれが確定した。右判決理由によれば、被控訴人は、昭和四七年一〇月二三日、大阪屋証券d支店から小切手を受領するべく同社に出向いた際、同社に預けていた株券が盗難品であることを知つたとし、Gについても公訴事実につき犯罪の証明が十分でないとしているものであり、このようにして、右Gが無罪であれば、被控訴人が本件株券を取得するに際し、善意かつ無重大過失であることが一層明らかである。

「3」 控訴人の主張1の事実は全部争う。

人間の記憶はあいまいであるから、被控訴人、H、Eの供述における僅かなくい。がいを根拠に、被控訴人がAの来訪を事前に知の客から金策を依頼されたことはできたといる。金融業者である被控訴人は、その職業上、一見の客から金策を依頼された有となく、Aについては、名刺を差し出して手形決済のための金の必要を当所したが会社の株券を持参していたから、被控訴人にるとはでなる。要は手形との必要があると理解によるより、取引上の注意を欠いているとはでなる。要は生活との表現であり、取引上の注意を欠いているとはでなる。要は生活との表現は、個人事業税の申告の有無により、では、要は、要は、とずるには、のは、は、自分の証跡を残さないようにしており、書類の作成をあるいまして、Aは、財品処分にを残さないようにしており、書類の作成をあるに対しており、まして、Aは、財品処分に表現ではない。更に、本件株券の作成を重要によりであり、本件株券の作成を表記に、ここに本件株券の作成を全部被控訴人とすることを承諾し、ここに本件株券の権利を全部被控訴人とすることを承諾し、ここに本件株券の権利を全部被控訴人とすることを承諾し、ここに本件株券の権利を全部被控訴人とすることを承諾し、ここに本件株券の権利を全部被控訴人とすることを承諾し、ここに本件株券の権利を全部被控訴人とすることを承諾している。

被控訴人は、Aに金二五〇〇万円を渡しているところであり、資金調達時間の短いこと及び関係人の供述の不一致により、この交付を疑問視することはできない。むしろ、供述の食い違うこと、関係者への借用証のないことの中に、その真憑性がみられる。また、本件株券の時価計算に一、二時間かかるというのは、控訴人の独自の見解である。被控訴人は、右株券につき、大体の目安により概算しているもので、株式の知識がなくても二、三〇分もあれば十分である。なお、電話による確認についても、Fは、東洋商事からの電話をメモしていなかつたのであり、また、メモなしに正確に記憶できるものではないから、この電話を昼頃とする右下の供述は信用できない。

被控訴人が、本件株券の売却を急いだのは、何か急に値下がりするような状況が

あるから、Aにおいて株券を持つて来たのではないか心配したためであり、既にオイルショックによる株価の急激な下落のあつた事実に徴すると、右をもつて杞憂でないとすることはできず、したがつて、これを悪意、重過失の根拠とすることもできない。

(証拠関係) (省略)

理

一 被控訴人による本件株券占有の事実、及び、名古屋駅構内における本件株券を含む小荷物紛失の事実については、原判決六枚目裏一〇行目から同八枚目裏九行目までのとおりであるから、これを引用する。

目までのとおりであるから、これを引用する。 そして、Aと主張する者が、昭和四七年一〇月二〇日、被控訴人の営む東洋商事 へ本件株券を持参し、被控訴人がその引渡しを受け、これに対し、同日金一五〇〇 万円、同月二三日金一〇〇〇万円を交付したことは、当事者間に争いがない。

ニ よつて、被控訴人が右Aから本件株券を譲受けた状況、及び、その際の被控訴人の認識について検討する。

1 成立に争いのない甲第一八及び第一九号証、同第二八ないし第三〇号証、同第三四ないし第三七号証、同第四三及び第四四号証、同第五二ないし第五四号証、同第五五号証一部)、同第六〇号証、同第六四号証の各一、二、同第六五号証、乙第五号証(末尾添付証書を含む)、同第六及び第七号証、原本の存在並びに成立に争いのない甲第五六号証の二(一部)、同五八号証の二、原審における被控訴人本人尋問の結果(一部)により原本の存在並びに成立が認められる乙第一ないし第三号証、原審における証人Iの証言及び原審における被控訴人本人尋問の結果(一部)によれば、次の事実が認められる。

被控訴人は、昭和三九年頃から個人金融を営み、東洋商事の名称で、爾来、主と して手形等の割引、担保のほか、不動産の売買にも関与して来ていたが、昭和四六 年頃に、ソニーの株券につき一〇〇万円程度の金融取引をしたことがある程度で、 右商事において従業員二、三名はいるけれども、同四八年度には、個人事業税の申 告もなされていないような事業規模であつたこと、ところで、昭和四七年一〇月一九日午後六時三〇分から七時三〇分頃までの間に、国鉄名古屋駅構内において、控 新人が訴外新日本証券株式会社から委託された本件株券を含む証券類が、何物かにより窃取されていたところ、同月二〇日午前一〇時頃、Aという人物が、新聞広告により右東洋商事を知つたとして、本件株券をもつて、大阪市b区c町所在の同商事を訪れたこと、Aは、その際、被控訴人に対し、名和物産株式会社Aとしている が役職の記載のない名刺を差出し、期日の切迫した手形を落す金が必要で、右株券 を担保にするか、あるいは譲渡するか方法を問わないので取急ぎ換金してほしいと して、約三〇〇〇万円程度の金融を求めたこと、被控訴人にとつては、右Aは全く一見の客であつたけれども、被控訴人は、本件株券が有名銘柄であることから、これを譲渡証書を徴して受取ることとし、株価については大凡の目算をして約三五〇〇万円程度とふんだが、自ら手元に金八五〇万円の持合せしかなかつたので、訴外 第一商事のEから金二〇〇万円位、右東洋商事専務のBから金二〇〇万円、宝塚 aのCから、その頃金二〇〇万円程度の融通を、いずれも借用書によらずに借受け、 同日昼頃、以上による金一五〇〇万円程度をAに手渡し、同人から、その記名押印 のある譲渡証書(もつとも、本件株券についての特定がない)、及び、その記名押 印があり日付名宛人だけがその自筆になる金三〇〇〇万円の領収書を徴取したこ と、そして、被控訴人とAとの間で、右の残金については、右株券を処分して後に 支払うことを約し、Aは、同日正午過ぎ頃同所を立去つているが、被控訴人は同日 午後、Aの右名刺に印刷のある名和物産に電話し、Aさんいませんかと尋ね、これ に応待した相手女性から不在であるといわれたので、Aから東洋商事に電話するよ う告げて電話を切つたことがあること、なお、被控訴人は、同日午後一時頃、ま で、日興証券 e 支店に赴き、値段を問わないといつて右株券の早急な売却方を依頼したが、係員から、被控訴人が一見であり、株券の売却までに四日程度を要するとしてこれを断られたので、直ちに、大阪屋証券 d 支店へ行き、株価が暴落するのでと告げて、再び、右株券の売却を急いだが、ここでも同様に断られえこと、そこで、被控訴人は、改めて、右両証券会社に対し、右東洋商事への来訪を告げ、同日午後、両証券会社の社員が同所を訪れたので、本件株券について取引関係に入り、 被控訴人においてこれらについての早急な換金方を依頼し、大阪屋証券での三日後 の取引に期待したこと、その後、被控訴人は、同月二三日午前、他から金借した金 一〇〇〇万円を右Aに手渡し、その足で右大阪屋証券に赴いたところ、その預つている株券が、同月一九日窃取されたものであると告げられ、同年一一月二日には、

控訴人から、本件株券についてそれぞれ仮処分執行がなされるに至つたこと、本件株券については原判決別紙目録(一)は大阪屋証券において、同(二)は日興証券において、同(三)は被控訴人代理人においてそれぞれ所持しているが(この占有の事実は、当事者間に争いがない)、以上は、合計で、四七の有名銘柄で枚数にして約二七〇枚、しかも、一株券から一〇〇〇株券まであり、名義人も個人のほか証券会社等一〇〇の多数にのぼり、一六万八九九〇株にも達していること、以上の事実が認められ、右認定に反する前掲甲第五五号証、及び、同五六号証の二の記載、原審における被控訴人本人尋問の結果は措信できず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

そして、以上の状況に、前示一で認定の事実を総合すると、本件株券は、同年一〇月一九日夜名古屋駅構内で窃取されたものであり、また、被控訴人は、右Aから、譲渡証書とともに右株券の交付を受けることによつて、その譲渡しを受け、その占有を承継したものであり、これが担保のためでないことがそれぞれ認められる。

2 そこで、被控訴人が、右占有の承継に際し、右侵奪の事実を知つていたか否かについて考える。_____

で表す。 「特別では、 で表す、 で表す、 で表す、 で表す、 で表す、 で表す、 で表す、 でもし、 でもの。 でもいっすが、ように でもの。 でもいっすが、ように でもの。 でもいっすが、ように でもいっすが、ように でもの。 でもいっすが、ように でもいっすが、ように でもいっすが、ように でもいっすが、ように でもいっすが、ように でもいっすが、ように でもいっすが、ように でもいっすが、 でもし、 では立いと でもいっすが、 でもし、 でもし、 でもし、 でもし、 でもし、 でもし、 でもし、 でもし、 でもし、 でもして でもし、 でも、 でもし、 でも、 でもし、 でも、 でも、 のにして、 でも、 のにして、 でもので。 でもので。 でもので。 でもので。 といい、 でものでもので。 といい、 でものでも、 といい、 でものでも、 といい、 でものでも、 といい、 にものでも、 といい、 にものでも、 にもいでも、 にもいと、 にもいるとと にもいると にもいると にもいる。 にもいる。

しかしながら、民法第二〇〇条第二項但書における侵奪を知つて占有を承継した場合とは、承継人が何らかの形で侵奪があつたことについての認識を有していたことが必要であると解されるところ、右認定の事実関係によつても、被控訴人が名古屋駅における窃盗による侵奪の事実を知つていたとまで認めることは困難であり、前示のように何らかの犯罪によるものであるとの程度の認識をもつては、右但書の場合に該当しないというべきであるから、控訴人は、被控訴人に対し、右侵奪を理由として、右法条により本件株券の返還を求め得ないものと判断される。

三 よつて、控訴人が主張する回復請求権の成否について検討する。 〈要旨〉1 控訴人は、まず、記名株券も当然の無記名証券であるとして、民法第一九三条により、被控訴人に対し〈/要旨〉本件株券の返還を求めているけれども、民法第一九三条は、同第一九二条による動産の善意取得があつた場合において、善意取得者によるその所有権の取得を前提としつつ、その物が盗品又は遺失物である場合に、被害者又は遺失主からの回復請求を認め、右の占有の回復とともにその本権の回復を目的とするものであるところ、これに対し、商法第二二九条は、株券意取得につき小切手法第二一条を準用し、これにより民法第一九二条以下の善意取得に対して、悪意、重過失の場合でない限り株券を善意取得するものとの、また、「事由ノ何タルヲ問ハズ」と定めて盗品、遺失物の例外を認めず、かつ、二年の期間制限にも服さないこととされているのであるから、右商法第二二九 条、小切手法第二一条の規定は、民法第一九二条ないし第一九四条に対し特別法の地位に立ち、これが民法の規定に対し優先して適用され、かつこれのみに依拠するのが相当であるから(商法第一条参照)、控訴人が選択する右一般法による回復請求は既にこの点で失当というべきである。

一名にして株券の返還請求にして株券の返還請求にして株券の返還請求にして株券の返還請求により、小切求でした大会、である特別である。 一条による場合のである。 一条により、大会により、大会により、小切求でした。 一条である。 一条である。 一条である。 一条である。 一条である。 一条である。 一条である。 一条である。 一条である。 一条であるときには、 のであるときには、 のであるとを表れている。 一条本文)には、 のであるとものであるとは、 ののであるとは、 ののであるとは、 ののであるとを表れている。 ののでは、 のでのでは、 のでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでは、 のでは、

2 よつて、被控訴人が本件株券を取得するに際し、悪意又は重過失があつたか否かについて考える。

べきであるから、被控訴人に重大な過失があつたと解すべきである。 被控訴人は、善意無重大過失をあったと解すべきである。 被控訴人は、声音を無重大過失があったと解すで考える。 被控訴人は、一方に反し、善意無重大過失があったと解すで考える。 を表えるないに反し、善意無重大過失がある。 を表えるないに反し、善意無重大過失がある。 を表えるないに反し、善意に際で表えないに争いので表えないに多いのので表している。 を表えるないに多いのので表している。 を表えている。 を表表している。 を表表のに、 はないというべく、したがつて、これが午前中になされたとみるのは困難である、そして、前掲甲第二八ないし第三〇号証によると、右同日東洋商事からの電話とと、をせず、同日午後三時頃Aからの電話連絡の後、同日午後三時頃Aからの電とされて、東洋商事からの連絡について記載したが、それが、同日正午すぎ頃とむしたが、ると、ない。なおしるであるであって、被控訴人とAの連絡の経過からすると、むなお、では、のののは大きないので、名古屋高等裁判所で無罪判決がなされ、これが確定中におけるを挙示するけれども、刑事判決における有罪無罪の結論及びその理由中におけるを挙示するけれども、刑事判決における有罪無罪の結論及びその理由中におけるを挙示するけれども、刑事判決におするとれたとので、とAとの同人と判して第三号証とのののは署部分に対する鑑定等から、GとAとの同人とにあるとしながらも、証明が十分でないとして結論を下したところ事情とすると、右無罪判決確定の事実を、被控訴人の悪意等の認定を妨げる事情とすると、おい。

以上のとおり、被控訴人は本件株券の善意取得者であるということができず、単に本件株券を占有しているにとどまるというべきところ、原判決請求原因五の事実 (本件株券の直接又は代理占有の事実)は当事者間に争いがないから、その受寄者 である控訴人は、商法第二二九条、小切手法第二一条に基づき、被控訴人に対し、 本件株券の返還を請求することができる。

四 してみると、控訴人の本訴請求を棄却した原判決は結局不当であり本件控訴は理由がある。よつて、原判決を取消し、本判決主文2項のとおり返還すべきこととし、訴訟の総費用の負担について民訴法第九六条、第八九条を適用し、仮執行の宣言については、これを相当でないと認めて付さないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大野千里 裁判官 林義一 裁判官 稲垣喬) (別 紙)

1 ()				
株式会社株券	一六、八九〇株			
かくりょう CCCC CCCC CCCC CCCC CCCC CCCC CCCC C	名	J 1 2 3 J 5 6 7 8 J J J J J J	吉同同同同同	券
一枚				
养_			LI \I, - -	
オハ 七四九二 オハ 七四九三 E〇一九七二七 L〇六一一七四	同 同 同 同	J 1 1	社三光商店 同 同 同	
	名義人	J 1 1		
八〇C三五四三八	名義人	株式会社	社三光商店	
七四C一〇三六三 一枚	名義人	J 1 2		
	けんしょう はいい できない いっぱい でんけい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっ	株の 人 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	# 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 式 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1 式 1 1	# 大

記番号	七二B一〇3	三八九	名義人	J 1 2	
記番号 七、記 七 記、武 武 武 武 武 武 武 武 大 器 六 署 六 署 六 署 六 署 六 署 六 署 六 署 六 署 六 署 六	一枚 七〇九一一(二六八〇	名義人	J 1 2	
八、八八休券	一枚 六八八 <u>-</u> :	二〇九八	名義人	J 1 2	
九、六六株券 記番号	一枚 " 六六七-() :	九八五三	名義人	J 1 2	
一〇、六四株 記番号	养 一枚 ,六四六一〇 <i>/</i>	八六一五	名義人	J 1 2	
一一、五二株刻 記番号	が 大四六一〇 券 一枚 五二五一二(券 □ □	o-	名義人	J 1 2	
記番芳	五ㅡ凸ㅡ〇.	二一三八	名義人	J 1 2	
一三、五〇株参 記番号	养 一枚 A五〇一一(〇三七六		J 1 2	
一四 二十件	佐 一枚				t三光商店
記番号 一五、二〇株 一五、二〇株 記番号 一六、一七株	#	一三二力.	名義人		
一六、一七株 記番号		九〇八四	名義人		
一七、一五株 記番号	券 一枚 一五一(ル シベロ つかか五	夕盖 人	.114	
一八、一四株	# # 二枚		21 我八 夕羊 I	115	
ーハ、 一八、 一七、 一七、 一十、 一十、 一八、 一十、 一八、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十	-四五一〇七[-四五一〇七[ハモモ 四一	石莪人 同	J 1 3	
一九、一三休 記番号 同 第二、三菱重工 一	券 二枚 A一 <u>三</u> 一一(〇八四七	名義人	J 1 3	
同 第二、三菱重工	一三一一 ⁻ 業株式会社	--二六 株券五	同 、〇〇〇株		同
	77 <u>11</u> 17				
同同	二D三二八(二D〇七五· 二D三七四·	一三三 七三八	同 同		同同
PJ	二D三七四 ⁻ 四D〇九二	しニ゚し	PJ		同同
第三、三菱電機構	朱式会社 券 一枚	株券一、	000株		
記番号第四、凸版印刷机	はGO二七	五六八 株巻一	名義人	J 1 6	
一、〇〇〇株	ポスムセ ・ ・ ・ 一枚 ・ IG〇四一3		名義人	117	
第五、大成建設村	朱式会社	 株券一、		017	
一、〇〇〇株 記番号 第六、井関農機	Hい〇五六-	七一四 株券二、	名義人 〇〇〇株	J 18	
一、五株券 記番号	一枚 ねF二五八 ⁻		名義人	J 1 9	
二、四五株券 記番号	一枚 よF一五七:	六三	名義人	J 2 0	
三、五五株券 記番号	一枚 れF二三四[名義人	J 2 0	
四、三〇株券 記番号	一枚 ねFニニハ		名義人	J 2 0	
五、五七株券 記番号	そF二三八		名義人		
六、二〇株券 記番号	・ 一一人 一枚 れF〇二五(名義人		
心田⑦	101 0 — 11		口我八	0 2 1	

```
三枚
つF〇二四二九
ねF〇二四三九
 七、二株券
  記番号
                          名義人
                                 J 2 1
    同
                           同
                                       同
    同
           れF一六七七九
                                 J 2 2
                           同
               二枚
 八、一株券
  記番号
           ねF一六一八九
                          名義人
                                 J 2 2
           つF一六〇八-
    同
                           同
                                       同
 九、四三株券
               一枚
           そF一六三四九
  記番号
                          名義人
                                 J 2 3
  -〇、四二株券
               一枚
  記番号
           れF一六〇九四
                                 J 2 3
                          名義人
               二枚
  一、二五株券
           よF一〇八二七
                          名義人
                                 J 2 3
  品 同 二 二 二 共 券 三 二 三 共 券
           つFO五五五〇
                           同
                                 J 2 4
              一枚
           かF〇一七五四
                          名義人
                                 J 2 4
             一枚
  __、___
記番号
-四、二二
           ねF一五五一八
                          名義人
                                 J 2 3
            一枚
  记、二二十六
記番号
-五、二五株券
           つF一五四二三
                          名義人
                                 J 2 3
            一枚
           た F 一三九六三
券 三枚
な D O 二七四一
を D 一二一四
  記番号
                          名義人
                                 J 2 3
  -六、五〇〇株券
  記番号
                          名義人
                                 大阪証券金融
    同
                           同
                                 J 2 5
           わD〇一〇二三
    同
                                 J 2 6
                           同
第七、住友金属鉱山株式会社
                      株券六、〇〇〇株
  、〇〇〇株券
           六枚
  記番号
             CO七七八三
                          名義人
                                 J 2 7
            -三C六七四二一
                                 J 28
                           同
    同
            三C五七四八七
    同
                            同
                                       同
    同
            五C 三一二九
                            同
                                       同
            九〇一〇一四九
    同
                           同
                                       同
            六C一三二〇二
                           同
                                       同
第八、東京急行電鉄株式会社
                      株券五、〇〇〇株
  ・、〇〇〇株券 五枚
           H己二三九九四
  記番号
                          名義人
                                 明治産業株式会社
           K己〇六〇六五
    同
                           同
                                       同
           K己〇六〇六六
    同
                           同
                                       同
           K己一〇〇四二
    同
                           同
                                       同
           K己〇一三四七
                                 明治産業株式会社
  記番号
                          名義人
第九、東京芝浦電気株式会社
                      株券七、〇〇〇株
           七枚

Y二二三八九三九

Y二二三八九四〇

Y二二三八九四〇
    〇〇〇株券
  記番号
                          名義人
                                 明治産業株式会社
    同
                           同
                                     同
    同
                                     同
                            同
    同
           W二四四〇九〇五
                           同
                                     同
           W二五三二一五八
    同
                            同
           Y二〇一三〇五九
                            同
                                 J 2 9
    同
           W二一六七七六-
                           同
                                 J 3 0
    同
第一〇、平和不動産株式会社 一、〇〇〇株券 二枚
                      株券二、〇〇〇株
  記番号
           た〇五七五八
                          名義人
                                  新日本証券株式会社
                                   伊勢証券株式会社
   同
           た三七〇〇二
                           同
                       株券一、〇〇〇株
第一一、日本農産工業株式会社
  -、〇〇〇株券
           GXO=
  記番号
                          名義人
                                 J 3 1
第一二、麒麟麦酒株式会社
                      株券一、〇〇〇株
```

```
記番号 Qは六六七七七 名義人 第一三、日本製鋼所株式会社 株券四、〇〇〇株
                              J 3 2
  、一、〇〇〇株券 三枚
記番号 Nろ二七〇二〇
                        名義人
                               J 3 3
    同
          Nろ二七四三四
                        同
                               J 3 4
         030-000
    同
                         同
                                    同
    五〇〇株券  二枚
          Fは三〇一五〇
                       名義人
  記番号
                               J 3 4
          Cは三一六〇六
   同
                                    同
                         同
第一四、日清製油株式会
                   株券一、〇〇〇株
  -、〇〇〇株券
  記番号、上Y八五一七
                       名義人
                               新 大 垣 証 券
第一五、東洋曹達工業株式会社
                    株券三、〇〇〇株
  -〇〇〇株券    三枚 
  記番号
          Mほ〇〇五九九
                        名義人
                               J 3 5
          Lほ三二一〇九
Lほ三二一〇七
    同
                        同
                                    同
    同
                          同
                                    同
第一六、国際電気株式会社
                    株券一、〇〇〇株
  -、〇〇〇株券 一枚
記番号 と甲一七五四〇
  記番号
                        名義人
                              J 3 6
第一七、石原産業株式会社
                    株券一、〇〇〇株
  、○○○株券 一枚
記番号 4B二四七五四 名義人 J37
  記番号
第一八、日立金属株式会社
                    株券三、〇〇〇株
  ・、〇〇〇株券 三枚
          5 C一〇二九四
5 C一〇三二九
                        名義人
                               J 38
  同
                        同
                                     同
          LCO一二〇九
   同
                         同
                                     同
第一九、安立電気株式会社
一、〇〇〇株券
五枚
                    株券五、〇〇〇株
          ち己
ちこ
              一六五五
  記番号
                        名義人
                               J 38
    同
             一六五六
                         同
                                     同
          ち己 〇六四二
   同
                         同
                                     同
          ち己
  記番号
              四五三四
                        名義人
                               J 38
          ち己 五九三四
  同
                         同
                                     同
第二〇、東急不動産株式会社
一、五〇〇株券 四枚
記番号 3 F 〇二五五三
同 3 F 〇二九八六
                    株券三、〇〇〇株
                        名義人
                               J 38
                         同
                                    同
                          同
                                    同
          3 F 〇三六七三
                                    同
 ニ、一、○○○株券
ニ、一、○○○株券
記番号 5 G ○三四·
ニー、三井不動産株式会社
      〇〇〇株券  一枚
          5GO三四一
                    名義人
株券二、〇〇〇株
                               J 3 9
          三枚
三枚
をA〇一五六八
カA〇二三四九
   〇〇〇株券
  記番号
                        名義人
                               J 4 0
                        同
                                    同
第二二、大日本印刷株式会社
                    株券二、〇〇〇株
  名義人
                               J 38
同 つ成二〇八三六 同
第二三、岩谷産業株式会社 株券四、〇〇〇株
                                    同
  ·、一〇〇株券   五枚 
  記番号
           名義人
                               J 4 1
          _OE-=-==
    同
                         同
                                    同
          一九E〇五一六八
    同
                         同
                                    同
    同
          一八E〇六一八〇
                         同
                                    同
         一八E〇六一七九
                         同
                                    同
```

```
二、五〇〇株券 一枚
記番号 二〇F〇一八四七
                       名義人 J41
 三、一、〇〇〇株券   三枚 
  記番号   一六〇〇六八九二
                       名義人
                              J 4 1
          一六〇〇六八七七
                         同
       一九G〇〇七二六
                         同
                                   同
第二四、日本楽器製造株式会社
                     株券三、〇〇〇株
  名義人
                              J 4 2
                       同
                                   同
          た己〇六五一〇
   同
                         同
                                   同
第二五、オリンパス光学工業株式会社
                         株券二、〇〇〇株
  、〇〇〇株券 二枚
  記番号
          Hへ四五一一
                       名義人
                              J 4 0
同 Hへ四五一二 同 第二六、株式会社不二越 株券一、〇〇〇株
                                   同
  、〇〇〇株券  一枚
  記番号  三八日四四七九二
                      名義人
                              J 4 3
第二七、十條製紙株式会社 株券五、〇〇〇株一、五〇〇株券 二枚
      万へ二四三八〇
日 一〇三五三
  記番号
                        名義人
                              J 4 4
  記留 E 一〇二ユ
、一、〇〇〇株券 四枚
記番号 F 一〇六六三
同 F 二一七六七
                        同
                                   同
                      名義人
                              J 4 5
                       同
                              J 4 6
同
                                   同
                              日本証券金融株式会社
                              J 4 7
   五〇〇株券 二枚
          六二EO四二七三
          六二E〇四二七三 名義人六二E〇九一三一 同
  記番号
                       名義人
                              J 48
                              J 4 9
第二九、日本電気株式会社 株券四、〇〇〇株 一、〇〇〇株券 四枚
         E 己 〇 一 五 五 七
D 己 〇 〇 五 三 五
D 己 〇 八 八 四 五
D 己 一 七 四 三 二
  記番号
                       名義人
                              J 38
                       同
   同
                                   同
                         同
                                   同
                        同
                                   同
第三〇、田辺製楽株式会社 株券三、〇〇〇株
 五〇〇株券 六枚
          み 〇〇九〇二
  記番号
                       名義人
                              J 38
          併や〇三八四四
                         同
    同
                                   同
          Aは二一八六八
Aは三一九七二
    同
                         同
                                   同
                                   同
    同
                         同
          Bは二九一五八
    同
                         同
                                   同
          Cは一四三八五
                         同
第三一、東海鋼業株式会社
                  株券二、〇〇〇株
   、〇〇〇株券 二枚
         Q——八九
Q——九一
  記番号
                       名義人
                              J 5 0
同 Q一一九
第三二、日新製鋼株式会社
                                   同
                         同
               株券三、〇〇〇株
  -、〇〇〇株券 三枚
  記番号  五B一五三六二二
                    名義人
                              J 5 1
        六B 〇四八〇一
一B 一一七二〇
   同同
                       同
                                   同
                         同
                                   同
第三三、三菱金属鉱業株式会社 株券七、〇〇〇株
```

```
、五〇〇株券
           (七七) 一〇六七七
   記番号
                           名義人
                                  J 5 2
    同
           (八七)〇九一四五
                             同
                                        同
   —、
      〇〇〇株券
                  六枚
   記番号
           (三六) 〇四五六六
                           名義人
                                  J 5 3
    同
           (六六) 二四四四四
                                  J 5 4
                             同
          (六六) 二四四四五
(六六) 二四四四五
(六六) 二四四四六
(六六) 二四四四七
(六六) 二四四四八
    同
                             同
                                        同
    同
                             同
                                        同
                                        同
                             同
                             同
                                        同
第三四、三井金属鉱業株式会社
                        株券七、〇〇〇株
    五〇〇株券
            六枚
   記番号
           へC〇一一七四九
                           名義人
                                   J 5 5
           へC〇一一六〇三
    同
                             同
                                        同
           へCOO四二九〇
ほCO二四八三八
にCO一三七八二
    同
                             同
                                  山
                                       種
                                           証
                                               券
                                  J 5 6
    同
                             同
    同
                             同
                                   J 5 7
                             同
                                        同
      〇〇〇株券 四枚
号 ヘD〇二〇一三九
   記番号
                           名義人
                                   J 58
           ~DO=O-四O
    同
                            同
                                        同
           ほD〇七三九七三
   記番号
                           名義人
                                    J 5 9
    同
           ほD〇七一一五〇
                             同
                                    J 6 0
第三五、株式会社日立製作所
                       株券七、〇〇〇株
  ・、〇〇〇株券
   記番号
           八A五五三四〇二
                           名義人
                                    J 3 5
           八A二九六八五六
    同
                             同
                                    J 6 1
           八A — 九八八五八
八A 二四三七一一
八A 二四三七一二
八A 二四三七一二
八A 二四三七一四
    同
                             同
                                    J 6 2
                             同
    同
                                          同
    同
                             同
                                          同
    同
                             同
                                          同
    同
                                          同
                             同
第三六、東洋紡績株式会社
                     株券二、〇〇〇株
  ·、〇〇〇株券   二枚
           己と三六五八四
   記番号
                           名義人
                                    J 6 3
           戌と四九〇一四
                           同
    同
                                          同
第三七、日本砂鐵鋼業株式会社
                        株券一、〇〇〇株
 五〇〇株券
           ちBO八八三八
   記番号
                           名義人
                                   J 6 4
   同
           ちB〇八八三七
                            同
                                        同
第三八、東伸製鋼株式会社 株券二、
一、〇〇〇株券 二枚
記番号 四〇一、一四一一九
同 四〇一、一四一二〇
第三九、安田火災海上保険株式会社
                    株券二、〇〇〇株
                           名義人
                                  J 6 5
                            同
                                        同
                           株券一、〇〇〇株
  、〇〇〇株券
            一枚
   記番号   戌種G一〇七三八五
                         名義人
                                  J 6 6
第四〇、住友石炭鉱業株式会社 株券一、〇〇〇株
  -、〇〇〇株券 一枚
         新甲三九七五
                                  富士製鉄株式会社
                           名義人
第四一、昭和電工株式会社 一、一、〇〇〇株券 一
                    株券五、〇〇〇株
                   -枚
           む戌〇〇五六五
   記番号
                           名義人
                                   J 6 7
  1、五〇〇株券
              二枚
           る丁〇五三四三七
                           名義人
                                  J 6 7
           る丁〇四八〇七九
                           同
                                        同
   一〇〇株券 三〇枚
   記番号
           と丙〇六五二九四
                           名義人
                                  J 68
```

```
と丙〇六五一九五ら丙 六〇三九五
    同
                               同
                                           同
    同
                               同
                                           同
                 六〇三九六
    同
            ら丙
                               同
                                           同
            な丙
                 五九八〇五
    同
                                           同
                               同
            な丙
                 五九八〇六
    同
                               同
                                           同
            な丙
                 五九八〇七
                                           同
    同
                               同
            と丙〇六五二九一と丙〇六五二九二と丙〇六五二九二
    同
                               同
                                           同
    同
                               同
                                           同
    同
                                           同
                               同
            と丙〇六五三〇〇
                                     J 6 9
    同
                               同
            と丙〇六五二九九
    同
                               同
                                           同
            と丙〇六五二九八
    同
                               同
                                           同
            と丙〇六五二九七
                                           同
    同
                               同
            と丙〇六五二九六
    同
                               同
                                           同
                 五九八一二
    同
            な丙
                               同
                                           同
                 五九八一三
                             名義人
   記番号
            な丙
                                     J 6 9
    同
            な丙
                 五九八一四
                               同
                                           同
            ら丙
                 六〇四〇二
    同
                               同
                                           同
                 六〇四〇一
    同
            ら丙
                               同
                                           同
            ら丙
                 六〇一九一
                                     J 7 0
    同
                               同
            ら丙
    同
                 六〇一九二
                               同
                                           同
            な丙
                 五九六〇
    同
                               同
                                           同
    同
            な丙
                 五九六〇三
                               同
                                           同
            な丙
    同
                 五九六〇四
                               同
                                           同
                 六〇二七八
六〇二七九
    同
            ら丙
                                     J 7 1
                               同
    同
            ら丙
                               同
                                           同
                 五九六八二
    同
            な丙
                               同
                                           同
                 五九六八三
            な丙
    同
                               同
                                           同
                 五九六八四
            な丙
    同
                               同
                                           同
             録
       目
    富士電機製造株式会社
                        株券六〇〇〇株
    〇〇〇株券
                六枚
   記番号
            かF一九〇六九
                             名義人
                                     明治産業株式会社
            そF三二八二一
    同
                               同
                                           同
            そF三二八二〇
れF二一五一六
    同
                                           同
                               同
    同
                               同
                                           同
            かF一四八〇七
    同
                               同
                                           同
            そF一〇二三九
    同
                                     J 7 2
                               同
                  株券五、〇〇〇株
    東レ株式会社
    〇〇〇株券
                 五枚
   記番号
            1 C四三七九二五
                             名義人
                                     J 7 3
            1 C四三七九二六
    同
                               同
                                           同
            1 C四三七九二七
    同
                               同
                                           同
            1 C三九四一〇二
                               同
                                     J 7 4
    同
            1 C三八五三五一
    同
                               同
                                           同
第三、日活株式会社
                  株券六、〇〇〇株
            一〇枚
増34F二八〇五一
    五〇〇株券
   記番号
                             名義人
                                     J 7 5
            増34F二八〇五二
増34F二八〇五三
    同
                               同
                                           同
    同
                               同
                                           同
            增34F二八〇五二
增34F二八〇五四
增34F二一五四六
增34F二十二
    同
                               同
                                           同
    同
                               同
                                           同
                                           同
    同
                               同
    同
                               同
                                           同
            增34F二九一〇六
    同
                               同
                                           同
                 F二五三二九
                                     J 7 6
   記番号
                             名義人
            增34F二九八三三
    同
                               同
                                           同
 二、一、〇〇〇株券
                    一枚
```

```
記番号
          増EO八六四八
                                J 7 7
                       名義人
第四、三井東圧化学株式会社
                     株券七、〇〇〇株
   一、〇〇〇株券
                 六枚
  記番号
          MA =
              一九六一四
                         名義人
                                 J 78
          MA二九二一四八
    同
                                J 7 9
                           同
          MA〇三五五九二
    同
                           同
                                 J 8 0
          MAO三五五九一
MAOOO四二九
    同
                           同
                                      同
    同
                                 J 8 1
                           同
          MA三四〇一六〇
    同
                           同
                                株式会社北国銀行
            一枚
    五〇〇株券
  記番号
          MFOO四四五八
                         名義人
                                J 8 2
 三、一〇〇株券
              五枚
  記番号
                         名義人
          MB一〇二八四六
                                J 8 3
          MB--二八四七
MB--二三二八
MBO-三七〇〇
                           同
    同
                                      同
    同
                           同
                                 J 8 4
    同
                           同
                                J 8 2
          MBO五八八二五
    同
                           同
                                 J 8 5
第五、鈴木自動車工業株式会社
                       株券八、〇〇〇株
  ・、〇〇〇株券
              八枚
  記番号
           KGO四七四六七
                          名義人
                                日本証券金融株式会社
           KG〇四八一四八
                           同
    同
                                      同
           KGO四八三三五
                           同
    同
                                      同
          KG〇四八三三六
    同
                           同
                                      同
                         名義人
  記番号
           KG〇四八四九一
                                日本証券金融株式会社
          KG〇一二〇九九
KF〇一一九四三
    同
                           同
                                 J 8 6
    同
                           同
                                      同
           KFOO七二八二
    同
                           同
                                      同
      目
            録
                  (三)
    ソニー株式会社
                 株券一〇〇株
  ·
· O Ó 株券
            G木四三一八八
  記番号
                         名義人
                                野村証券株式会社
```